

令和8年度

第3回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年9月10日（木曜日） 14時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	非農地通知について

出席委員（18名）

1 番 湯川 徳弘
2 番 中原 光
3 番 笠野 喜久雄
4 番 遠藤 富士雄
5 番 西川 均
6 番 森 博克
8 番 貴志 年伸
9 番 山本 茂樹
10 番 小方 保寛
11 番 高倉 理行
12 番 岩橋 章博
13 番 吉中 雅三
14 番 園内 浩樹

15 番 藪 利昭
16 番 鳥崎 寛司
17 番 曾根 光彦
18 番 井口 健
19 番 丸山 勝

欠席委員（1名）

7 番 村田 那由他

出席職員

農業委員会事務局

局 長 山本 哲也
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 森元 美沙

企 画 員 本 田 雅 彦

主 任 清 瀧 篤 樹

14時00分 開会

◆山本局長 定刻が参りましたので、始めさせていただきますが、総会中は、携帯電話の電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただきますようご協力よろしくお願い致します。

それでは、丸山会長よろしくお願い致します。

◆会長（丸山 勝） それでは、ただいまより、第3回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る8月28日、湯川委員、岩橋委員、園内委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願い致します。

なお、村田委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、西川委員、森委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりま

すが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 5は住所が・・・ですが市内の姉が耕作予定、No. 12は・・・ですが市内の親戚が耕作するとのことです。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。

8月31日付で受理通知書を発行しています。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で12件ありました。

8月10日付、8月19日付、8月31日付で受理通知書を発行しています。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の計画で、新規の計画が7件ありました。

なお、借人の耕作地には荒廃農地がないことを確認しております。

以上です。

◆会長（丸山 勝） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が3件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書

が添付されております。

以上です。

◆会長（丸山 勝） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で9件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 8は、新規耕作でトラクターを所有し蔬菜を栽培予定です。

以上です。

◆会長（丸山 勝） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号を可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

さい。

なお、No. 1については、申請書に不備があり、申請人に補正を求めていますでしたが、未だ、補正対応が完了できていないため、今回の審議は見送りとさせていただきます。

No. 2 申請地は・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

申請地近くには、保育所、駅、スーパーマーケット、郵便局があり、住環境が良く、需要が見込まれることから、当該申請地を分譲住宅として、転用申請するものです。

なお、開発許可の申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。南側に日照を妨げる障害物がなく、平坦地であることなど太陽光発電事業の条件に適した当該申請地を太陽光発電施設として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 2、No. 3については、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（丸山 勝） No. 2およびNo. 3について、現地調査並びに事情聴取を行っています。

No. 2について、園内委員さん報告願います。

◆14番 （園内 浩樹） 議案第3号

No. 2について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で去る8月28日、私と湯川委員、岩橋委員、事務局と共に現地調査し、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地は議案書及び説明資料のとおり、第2種農地で地目は田、現況は遊休農地です。

申請地の北側は市道と接続しており、東及び西側は宅地で、南側は農業用水路となっており、隣接する農地はございません。

申請者は、・・・です。

転用理由ですが、譲渡人が高齢となり農業が困難な上、後継者もないとのこと。

また、申請地は近くに保育園・駅・商業施設等があり住環境・利便性が良く分譲に適しているため、今回の転用申請となったものです。

工事は分譲住宅14戸を計画しており、造成後、汚水はそれぞれの住宅内の合併浄化槽から分譲地内の排水管を経由し、南側の農業用水路に放流する予定で、・・・土地改良区の了解も得ているとのこと。

また、令和8年8月18日付で開発許可申請中です。

特に付近の農地への影響や用水路等への被害はないと思われます。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（丸山 勝） ありがとうございます。

続いて、No. 3について、湯川委員さん報告願います。

◆1番 （湯川 徳弘） 去る8月28日（火）に岩橋委員、園内委員と共に、現地

調査並びにヒアリングを実施しましたのでその内容を報告します。

本件は農地法第5条第1項による申請です。

申請者・・・、申請地・・・、転用目的太陽光発電所です。

現地は段々畑となっており、水稻を栽培している農家は見当たりません。

当該申請地も雑草が茂り放棄地の状態にありました。

・・・の南東にあたり、・・・に沿った形状地です。

施工は草刈し、地面には防草シートを敷かず架台を設置する方法で土木工事は無いという事です。

J R の了解もあり、用水路が現存され、雨水は自然浸透するやり方、地域農業は野菜に変わっているため1筆だけ水稻をすることは池や用水路の管理が不可能と判断した。

従って本件申請は農業者の減少、担い手の不足等によりやむを得ないと考えます。

委員各位の慎重なご審議を頂きたくお願いします。

◆会長（丸山 勝） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号はNo. 1を除いて可決と決定しました。

議案第4号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

東山東地区黒岩、黒谷で（23件、54筆）を且来推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。

面積は畑が1筆、390㎡です。

議案書番号1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（丸山 勝） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

ほかにございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第3回総会を閉会いたします。

15時00分 閉会